

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	清水町

清水町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 農林課林務係
所在地 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地
電話番号 0156-62-2112
FAX番号 0156-62-1615
メールアドレス rinsei2@town.shimizu.hokkaido.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、ユキウサギ、タヌキ、カラス類（ハシブトカラス、ハシボソカラス）、ドバト、キジバト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	清水町（全域）及び近隣町と越境駆除について承諾を締結している区域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
エゾシカ	牧草	3.00 ha	824 千円	
	小麦	1.79 ha	663 千円	
	てん菜	2.68 ha	1,869 千円	
	デントコーン	0.45 ha	249 千円	
	小豆	2.37 ha	2,228 千円	
	大豆	1.77 ha	857 千円	
	馬鈴薯	1.45 ha	4,574 千円	
	白菜	0.20 ha	615 千円	
	小計	13.71 ha	11,879 千円	
ヒグマ	てん菜	0.02 ha	14 千円	
	デントコーン	1.25 ha	694 千円	
	小計	1.27 ha	708 千円	
キツネ	スイートコーン	0.00 ha	1 千円	
	小計	0.00 ha	1 千円	
アライグマ	てん菜	0.10 ha	70 千円	
	デントコーン	0.10 ha	55 千円	
	スイートコーン	0.00 ha	1 千円	
	白菜	0.20 ha	615 千円	
	小計	0.40 ha	741 千円	
鳥類（カラス類、ドバト、キジバト）	てん菜	0.62 ha	430 千円	
	デントコーン	0.10 ha	55 千円	
	大豆	0.10 ha	45 千円	
	馬鈴薯	0.05 ha	158 千円	
	牛		50 千円	
	羊		60 千円	
	小計	0.87 ha	798 千円	
ユキウサギ	大豆	2.00 ha	963 千円	
	小計	2.00 ha	963 千円	
合計		18.25 ha	15,090 千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は出没状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・エゾシカは町西部の日高山脈沿い及び北部の大雪山系沿いにある国有林、町有林、農地に近い河畔林などの森林で越冬し、融雪後、人里に降りてきて農地に出現し農作物を採食する。 ・駆除による年間捕獲数は増加傾向であり、狩猟期間による捕獲も行われているが農林業被害はほぼ横ばいの状態で、近隣に数千頭が生息しているものと推測される。 ・4月の融雪期頃から被害が見られ、特に移植したてん菜苗、小麦の新芽採食による被害が多い。また、牧草では、通年食害が見られ、ロール乾草の収穫が出没により3分の1程度しか見込めないなどの声もあり被害が大きい。 ・被害が集中するのは、越冬地に近い石山、北清水、旭山地区及び河畔林に近い人舞、熊牛、北熊牛地区の近隣の農地であるが、さらにその農地の周囲に被害が波及している。
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は出没状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・出没について、下佐幌、羽帯、旭山地区を中心に農作物の被害があり、近年は主要道路横断、通学路横断など年間20件余りの目撃情報が寄せられ、農作物被害拡大対策及び住民の安全確保対策が求められている。
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は出没状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・出没について、町内全域で被害があり、近年は農作物の他に畜産の乳牛、肉牛の出産時に子牛を襲う被害が増加傾向にあり、被害防止対策が求められている。
タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害は報告されていないが、畜舎への侵入、飼料の食害などが見受けられる。 ・町内全域で捕獲数や出没情報が年々増加しており、生息数が増加しているものと推測されることから、農畜産物の被害増加を危惧している。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は出没状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・町内全域で捕獲数や出没情報が年々増加しており、生息数が増加しているものと推測されることから、農畜産物の被害増加を危惧している。
カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜作物被害は飛来状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・野菜全般において広範囲に被害が見られるが、特にてん菜、豆類、かぼちゃについて、播種期には出芽後10日位までの苗が抜かれてしまう被害が大きい。 ・近年はカラスがサイレージの覆いビニールをつつく、乳牛の乳房をつつく、子牛を襲うなどの被害も年々増加傾向にある。
ハト	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜作物被害は飛来状況により増減があり、被害が他にもあるのが現状である。 ・近年畜舎への飛来による飼料食害、糞による被害発生による駆除依頼が年々増加傾向にある。
ユキウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・豆類の食害がここ数年増加傾向であり、出没情報も増えており更に牧草への被害も出ており生息数が増加しているものと推測される。 ・出没及び目撃情報などによる捕獲を実施しているが、今後の生息数増加により農畜産物の被害増加を危惧しているのが現状である。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）		軽減率	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ヒグマ	1.27 ha	708 千円	1.14 ha	637 千円	10%	10%
エゾシカ	13.71 ha	11,879 千円	12.34 ha	10,691 千円	10%	10%
キツネ	0.00 ha	1 千円	0.00 ha	1 千円	10%	10%
アライグマ	0.40 ha	741 千円	0.36 ha	667 千円	10%	10%
鳥類	0.87 ha	798 千円	0.78 ha	718 千円	10%	10%
ユキウサギ	2.00 ha	963 千円	1.80 ha	867 千円	10%	10%
合計	18.25 ha	15,090 千円	16.42 ha	13,581 千円	10%	10%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙において、生ゴミ・農作物残さの管理徹底（野外放置しないことなど）を普及・啓発。 ・特定の個体が頻繁に出没する、農畜産物被害など問題個体である場合は、猟友会十勝清水部会の協力を得て、道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲を実施。 ・人畜に被害を及ぼすおそれがある出没の場合は、道の捕獲許可を受けて銃器による捕獲を実施。 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策として道の捕獲許可を受けて、猟友会十勝清水部会の協力により、有害鳥獣駆除をその都度銃器などで実施。 ・銃器による駆除が困難な地域などでは、足くくりわなの設置により駆除を実施している。 ・冬期間の狩猟時期は、猟友会十勝清水部会と協議し、一斉駆除捕獲を大人数の銃器による団体駆除として実施している。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策として猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器、箱わなにより駆除依頼に対応して捕獲を実施している。 	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で同時期に出没した場合、捕獲のための箱わなが不足している。 ・猟友会会員の高齢化などによる捕獲担い手の不足が顕著であり、人畜に被害を及ぼす出没時の急な捕獲への対応に苦慮している。 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化などによる捕獲担い手の不足。 ・捕獲後の残滓処理について、捕獲数増加に対応した効率的な処理方法が無く苦慮している。 <p>[キツネ・アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が増加傾向にあり、箱わな設置により捕獲を実施しているが、単一箱わなでは警戒し捕獲が困難なので、数種類の大型箱わな設置が望ましい。

捕獲等に関する取組

[アライグマ]
・防除対策として猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器、箱わなにより目撃状況などに対応して捕獲を実施している。
・防除申請により、出没状況に対応して町民に箱わなを貸与して捕獲を実施している。

[ユキウサギ]
・出没情報・駆除依頼等により猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器により対応して捕獲を実施している。

[タヌキ]
・被害対策として猟友会十勝清水部会の協力を得て、銃器、箱わなにより目撃状況などに対応して捕獲を実施している。

[カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)]
・有害鳥獣駆除として、猟友会十勝清水部会の協力により銃器による捕獲を実施している。

[ドバト・キジバト]
・有害鳥獣駆除として、猟友会十勝清水部会の協力により銃器による捕獲を実施している。

[全体]
・捕獲及び出役に対する委託業務として、捕獲及び出動の単価は、猟友会十勝清水部会と委託契約を締結し対応している。

[カラス類]
・猟友会会員の高齢化などによる捕獲担い手の不足が顕著であり、捕獲数は頭打ちの状態となっている。

[ドバト・キジバト]
・猟友会会員の高齢化などによる捕獲担い手の不足が顕著であり、捕獲頭数は頭打ちの状態となっている。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・平成21年度から町1/4及びJA1/4の補助により、各農地への電気柵設置に単独の補助金を交付している。 H27年-17件、H28年-15件 H29年-15件、H30年-14件 R1年-18件、R2年-21件 R3年-23件、R4年-37件 R5年-32件</p>	<p>・未設置の農地では被害があり、根本的な被害削減にはなっていない。</p>
----------------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>[ヒグマ] ・駆除依頼などに対応し、大型箱わなの設置などにより、適確な捕獲を実施する。 [エゾシカ] ・駆除依頼などに対応し、捕獲頭数の増加に努める。 ・猟友会十勝清水部会と協議し一斉駆除捕獲活動を実施する。 ・足くくりわなによる捕獲を推進し、捕獲頭数の増加に努める。 [キツネ] ・大型箱わなを導入し、駆除依頼などの箇所に数種類の箱わなを設置して、捕獲頭数の増加に努め、被害拡大を防ぐ。 [アライグマ] ・銃器・箱わなにより、的確な捕獲を実施し、捕獲数の増加に努める。 ・箱わなにより一斉駆除捕獲を実施し、捕獲数の増加に努める。 [ユキウサギ] ・駆除依頼、出没情報を把握し、今後の農業被害拡大を防ぐため、銃器によりの確な捕獲を実施していく。 [タヌキ] ・銃器・箱わなにより、的確な捕獲を実施し、捕獲数の増加に努める。 [カラス類] ・銃器により、的確な捕獲を実施し、捕獲数の増加に努める。 [ドバト・キジバト] ・銃器により、的確な捕獲を実施し、捕獲数の増加に努める。 (その他) ・鳥獣わな監視装置を活用し、効率的な捕獲を進める。 ・農業者などに対し、猟銃免許及びわな猟免許の取得に対し支援の実施を検討する。 ・駆除実施隊と地元猟友会十勝清水部会の連携及び関係機関等の協力を得て、西部十勝有害鳥獣対策協議会と協力連携しながら、被害防止対策の推進を図り、隣接町との情報交換などにより、被害発生箇所や捕獲状況、生息状況の情報をもとに、被害防止に努める。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

[猟友会十勝清水部会への委託]
 ・町は猟友会十勝清水部会と、年間の駆除活動について委託契約を締結する。
 ・捕獲単価、出役単価などを年度毎に協議して有害鳥獣の駆除を実施する。
 [その他]
 ・協議会は、導入した箱わな、足くくりわななどを町に貸出し、有害鳥獣の駆除について定期的に対応を協議する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ヒグマ エゾシカ キツネ アライグマ ユキウサギ タヌキ カラス類 (ハシブト ガラス、ハ シボソガラ ス) ドバト・キ ジバト	[全体] ・農業者などに対し、町及び農協において、銃猟免許及びわな猟免許の取得に対し支援の実施を行う。 ・銃器及びわなにより駆除捕獲を実施する。駆除捕獲の向上に努め、銃猟免許及びわな猟免許の取得増加に努める。
令和8年度	ヒグマ エゾシカ キツネ アライグマ ユキウサギ タヌキ カラス類 (ハシブト ガラス、ハ シボソガラ ス) ドバト・キ ジバト	同上

令和9年度	ヒグマ エゾシカ キツネ アライグマ ユキウサギ タヌキ カラス類 (ハシブト ガラス、ハ シボソガラ ス) ドバト・キ ジバト	同上
-------	--	----

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
[ヒグマ]	・ 出没及び被害状況により箱わなの設置などで出没個体数に応じた捕獲を実施する。
[エゾシカ]	・ 過去の捕獲実績から、駆除による銃器捕獲820頭、足くくりわなによる捕獲10頭、計830頭を捕獲目標とする。
	・ 冬期間など一斉駆除捕獲を実施し70頭捕獲を目標とする。
[キツネ]	・ 被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。
[アライグマ]	・ 被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。
[ユキウサギ]	・ 被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。
[タヌキ]	・ 被害が増加しないよう、令和4年度より捕獲計画の対象とし、過去の捕獲実績から捕獲目標を設定する。
[カラス類]	・ 被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。
[ドバト・キジバト]	・ 被害が増加しないよう、前年実績並の捕獲目標を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	20 頭	20 頭	20 頭
エゾシカ	900 頭	900 頭	900 頭
キツネ	280 頭	280 頭	280 頭
アライグマ	500 頭	500 頭	500 頭
タヌキ	80 頭	80 頭	80 頭
ユキウサギ	出没個体に応じた捕獲	出没個体に応じた捕獲	出没個体に応じた捕獲
カラス類	180 羽	180 羽	180 羽
ドバト	300 羽	300 羽	300 羽
キジバト	180 羽	180 羽	180 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼により、出没個体数に応じた捕獲を実施 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼により銃器・足くくりわなにより駆除捕獲を実施 ・ 農地近隣の越冬地に対して、一斉駆除捕獲を実施：駆除員20名×2回 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼により、銃器・箱わなにより駆除捕獲を実施 <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、出没状況等により銃器・箱わなにより駆除捕獲を実施 <p>[ユキウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、出没状況などにより銃器により駆除捕獲を実施 <p>[タヌキ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、出没状況等により銃器・箱わなにより駆除捕獲を実施 <p>[カラス類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼により、銃器により駆除捕獲を実施 <p>[ドバト・キジバト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼により、銃器により駆除捕獲を実施

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>[ライフル銃による捕獲等を実施する必要性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒグマやエゾシカについては、箱わなの設置や、散弾銃等を利用した駆除捕獲を実施しているが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。 <p>[取組み内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフル銃は、次の条件を設け駆除捕獲に使用することとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 捕獲対象が、ヒグマ、エゾシカであること。 (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証記載の期間内及び場所であること。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

ヒグマ エゾシカ	[町・JA補助による単独事業] ・本町に住所を有する農業者等で、有害鳥獣から農作物を守るため侵入防止電柵等を設置する費用に対し、町及びJAが補助金を交付。 (補助金は予算内で交付)	同左	同左
-------------	--	----	----

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	ヒグマ：電気柵等による防除、林縁部の下草刈、農畜産物残滓や生ゴミなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底。ヒグマ出没時の住民への周知及び注意喚起、また、緊急パトロールの実施。 ・銃猟免許及びわな猟免許の取得増加に努める。 ・農作物等被害状況調査実施
令和8年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	同上
令和9年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
清水町	状況を把握し、関係機関へ迅速に連絡をする
猟友会十勝清水部会	状況に応じ対応する
十勝清水町農業協同組合	状況に応じ対応する

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

清水町より猟友会十勝清水部会及び十勝清水町農業協同組合へ連絡

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体及び残滓は、関係法令を遵守し、民間処理施設、又は、捕獲現場で埋設等の方法で処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	清水町営農対策協議会
構成機関の名称	役割
清水町	・ 総括的な協議会の運営 ・ 被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供 ・ 有害鳥獣の駆除を猟友会十勝清水部会と連携・協議し実施
十勝清水町農業協同組合	・ 被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
十勝農業改良普及センター	・ 被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供 ・ 被害防止対策への指導、助言
清水町農業委員会	・ 被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供

十勝農業共済組合西部事業所	・被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
ホクレン清水製糖工場	・被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
ジェネティクス北海道十勝北見事務所	・被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北海道猟友会清水支部十勝清水部会	・有害鳥獣の出役確認や駆除捕獲及び被害対策の指導、助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	・有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局林務課	・有害鳥獣による被害の森林軽減に向けた情報提供、指導、助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月1日に町職員による実施隊を設置し、北海道猟友会清水支部十勝清水部会と連携して、有害鳥獣の駆除に対応する。 ・実施隊員5名（R5年度末時点）、うち町職員5名。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・西部十勝有害鳥獣対策協議会と協力連携しながら、被害防止対策の推進を図り、隣接町との情報交換などによりヒグマ、エゾシカ、アライグマなどの出役及び生息・行動状況の把握と、情報を共有できる体制を構築し、被害を防止する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材（箱わな等）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。